

岩手県最低賃金

令和2年10月3日発効

時間額

793円

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。
- 岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、断続的労働に従事する労働者等に対し、減額した最低賃金が適用されることがあります。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

- 以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。
なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 **850円** 令和元年12月28日発効

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 **827円** 令和元年12月28日発効

- 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **818円** 令和元年12月28日発効

- ①手作業による包装又は袋詰め業務
②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

百貨店、総合スーパー

時間額 **800円** 平成30年12月28日発効

令和元年は改正されませんでしたので金額は据置きです。

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所に適用されます。

自動車小売業

時間額 **861円** 令和元年12月28日発効

注：「各種商品小売業」は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据置きとなっています。
当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金**790円**が適用されます。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局賃金室：019-604-3008

岩手労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

各労働基準監督署：盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455 釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231

一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231 二戸：0195-23-4131